



くらしと憲法



2018年度 京都憲法会議 総会 報告

「改憲発議をさせない活動を！」

2018年9月28日(金)19時から、ハートピア京都にて、2018年度の総会を開催しました。

奥村一彦さん(弁護士)を議長に選出した後、木藤伸一郎事務局長から活動総括・運動方針案・役員について提案がなされ、それを受けて討論をし、その後、財政に関して、決算案報告・会計監査報告・予算案の提案があり、質疑を行いました。それらを受けて、木藤事務局長より討論のまとめがあり、活動総括・方針案・決算案・予算案がすべて採択・承認されました。

それぞれの概要については、以下の通りです。

まず、活動総括としては、集会として、憲法記念秋のつどい(2017年11月18日)、憲法記念春のつどい(2018年6月2日)を開催したこと、学習会として、憲法ゼミナールの第8回(2017年10月20日)・第9回(2017年12月21日)・第10回(2018年3月16日)を開催したことの報告がなされました(これらの詳しい内容については、「くらしと憲法」96号をご参照ください)。宣伝活動としては、2017年5月に作成したリーフレットを2018年1月に改訂し学習会などで普及してきたこと、Facebookによる一定の情報発信をしていること、また、中央憲法会議との関係強化につとめたこと、共闘関係では、憲法9条京都の会の集会の準備に協力し参

加したこと、沖縄連帯集会にも賛同・参加協力をしたこと、京都憲法共同センターの運営委員会に参加するとともに、毎月19日を中心にした集会とデモに参加したことがあげられました。組織活動としては、幹事会と事務局会議は定期的で開催できたが、機関紙の「くらしと憲法」は1回しか発行できなかったことは反省されるべきであり、発行計画をたててそれを実行していくことが必要であること、また、個人会員の高齢化による退会の申し出が増えており、会員拡大に努める必要があることが指摘されました。



運動方針案においては、まず、国際情勢として、①米朝会談の歴史的意義、②北東アジア共同体構想実現に向けての課題、③核兵器禁止条約の採択・批准の意義、④米中関係・中国脅威論との関係、また、国内情勢については、①2017年10月22日総選挙と「安倍9条改憲」、②急激に進む軍事大国化、③財界主導の社会経済政策と新保守主義、という論点を中心に報告がありました。それらを踏まえ、

No. 97

くらしと憲法
2018年
11月7日発行



さらに、天皇の退位・統一地方選などの政治日程から、一時期、改憲発議は東京オリンピック以降かという報道もあったが、ここにきて安倍首相は、自民党総裁選の勝利を契機に、2018年秋の臨時国会で改憲案の審議、2019年の通常国会で改憲発議、参院選前の国民投票という日程で明文改憲へと突き進もうとしているといえ、したがって、改憲発議をさせないという一点でこれからの活動を取り組んでいくことが提起されました。具体的には、①憲法記念秋のつどいを、11月24日に開催すること、②自民党の改憲4項目の具体化や臨時国会での議論など今後のスケジュールに合わせて、憲法ゼミナールや緊急学習会などの研究会・学習会を開催すること、③リーフレット「安倍首相!自衛隊を憲法に書きこむってどういうこと?」の3訂版を、2018年秋に作成すること、これ以外でも情勢の展開に合わせて、改憲案の内容と危険性、憲法改正手続などについての新しいちらし、リーフレット、パンフレットを作成すること、④中央憲法会議と日頃から引き続き緊密な連絡をとって協力していくこと、⑤京都における共闘組織として、きょうとネット・京都憲法共同センター・憲法9条京都の会といったこれまで交流・協力関係にあった団体に加えて、ママの会・学者の会・弁護士会・明日の自由を守る若手弁護士の会・「安倍9条改憲NO!全国市民アクション・京都」などとの協力・共同にも努めること、また、組織の強化のために、個人会員・団体会員へのはたらきかけの強化と拡大、「くらしと憲法」の定期発行が提起されました。

役員については、基本的には昨年度通りですが、井ヶ田良治代表幹事が2018年5月に逝去されたことが報告されました。

活動総括と運動方針案をめぐる討論では、ネット情報や雑誌広告に注意すべきという意見、憲法手帳の普及の経験、街頭宣伝の経験からすると、自衛隊については災害救助の面しか国民には見えていないこと、また、憲法問題に関心が低い面もあるので、

生活にひきつけて語る工夫が必要であること、高校の学習指導要領が改訂されたが、憲法のことをほとんど出てこず、教育現場での工夫の必要があること、3000万人署名は新しいところに踏み出す段階に来ていること、毎月19日の市役所前からのデモは3年続いているが、これまでにはこのようなことはなかったこと、安倍政治のどこがおかしいかも含め、学生や若い人にはたらきかけを続ける必要があること、自民党支持者でも安倍首相に批判的な人はいること、世論調査では、安倍政権に改憲を期待するのは数%であること、公明党の動きには注意しなければならないこと、安倍首相は改憲にむかって暴走することを前提に運動方針を考えないといけないこと、などを指摘する発言がありました。また、幹事会の前など定期的に街頭宣伝をする必要があるのではないかという意見も出されました。

その後、財政に関して、決算案報告・会計監査報告・予算案提案がなされました。大嶋喜好さん（全企連）の会計監査報告では、会計処理は適正であること、収支差額は黒字を計上し、引き続き憲法会議の役割に答える活動とともに会員拡大による組織強化をすることへの期待が述べられました。

木藤事務局長の討論のまとめでは、国民世論を操作される可能性・危険性が指摘され、財政を国民のくらしに役立つものに転換するなど、国民のくらしも意識し、学習しながら、活動していきたい旨が述べられました。



Facebook、開設しています。「京都憲法会議」で検索してください。

「いいね!」「フォロー」もお待ちしていますm(_ _)m



同志社大学名誉教授 井ヶ田良治先生を偲ぶ

京都憲法会議代表幹事
上田勝美

I 憲法改悪阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）代表幹事・井ヶ田良治先生が、本年5月13日に、満91歳5ヵ月で急逝された。先生は、晩年に至っても、例えばスイミングプールに通われるなど、常に健康の維持強化のために努力されていた。このことを知っている者にとっては、あまりにも突然の訃報であった。

以下、二つの視点から、先生が生涯にわたって自由と人権の確立に尽力された足跡を素描したい。第一は、先生の専門の日本法制史の領域において、多くの研究成果を発表され大きな学術的貢献をされたことであり、第二は、先生と京都憲法会議との関係である。

II 日本法制史の研究者としての足跡

学問の研究成果として、先生は著書・共編書を20冊あまり公刊されている。その内訳は、まず、日本法制史関係の著書・共編書が4本、大学論とりわけ私立大学関係のものが2本、個別の町村史が6本（長岡京市など5本を含む）等である。

次に、100本を超える研究論文である。特徴的な研究論文を私なりにジャンル分けすると、①荘園制の崩壊過程、②封建的村落共同体と村掟に関する論文、③部落差別関係、より広く歴史的な視点から「差別」問題を追及する論文、④日本国憲法の制定など、憲法そのものに関する論文、⑤「日の丸」「君が代」に関する論文、そして⑥「比較法制史の方法」など方法論的なものである。

以上、著書・共編書や個別論文の特色を知るためにジャンル別に区分したが、井ヶ田先生の問題意識と分析の手法は、日本の最高法規としての現憲法の原理的視点「国民主権、基本的人権尊重主義、および9条の平和主義」と、憲法第3章「人権保障」の個別的

権の思想および規定の規範内容を根拠とした視点から、それぞれの問題の本質に徹底的に迫るというものである。そしてそのことが、井ヶ田法史学の特色として、自由と平和の民主主義法学として確立されている、といえよう。

III 井ヶ田先生と京都憲法会議の関係

1964年7月に内閣の憲法調査会は、平和憲法を改悪する目的で7年の歳月をかけ、「最終報告書」を提出した。国内の憲法改悪反対の一大国民運動もあり、この報告書は、一見、改憲論と反対論を併記する形を取っているものの、報告書の政治目的は、政府の改憲の野望を露骨に示していた。それゆえ、時の改憲反対勢力の対応は、誠に早かった。まず、平和憲法擁護の立場に立って、①大内兵衛らを代表とする関東30人、関西25人の著名な学者、文化人で構成された憲法問題研究会が「最終報告書に対する反対声明」を発表（64年5月）、②平和憲法を擁護する立場から、新しい憲法学会として、憲法理論研究会（憲理研、64年）、全国憲法研究会（全国憲、65年）が相次いで発足した。

他方、「政党、党派、思想信条の違いを超えて、改憲阻止の一点ですべての団体と個人の団結」を促進する必要から、1965年1月に羽仁節子、広津和郎、杉村春子ら学者、文化人など33名の呼びかけで、1965年3月6日に統一戦線的な「憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）中央」が発足した。

中央の憲法会議の呼びかけに、京都は直ちに呼応し、同年3月24日、京都憲法会議が発足した。実は、井ヶ田先生には、この京都憲法会議の発足の時から改憲反対の運動に積極的に参加、協力いただいている。

京都憲法会議が発足するにあたって、京都

の憲法改悪阻止の民主勢力（個人と団体）は、実に周到な準備をしている。まず、京都で3月中旬に京都憲法会議が順調に発足できるよう、京都憲法会議の構成メンバー（個人と団体）、京都市、京都府各地域での組織の拡大、5月3日の憲法集会に向けて、改憲阻止運動を盛り上げてゆくことなど、いわば京都憲法会議の発足に向けての具体的な日程表を提示した「結成の呼びかけ」が同年2月12日に発表されている。そして、京都憲法会議結成・発足の3月24日には、蟻川京都市知事を含めて、京大、同志社、立命館から各総長・学長を含む多数の教授、恒藤恭元大阪市立大学学長、龍谷大学や花園大学の教授、京都市内の宗教者、俳人など文化人等々、実に80数名の方が「結成呼びかけの代表委員」として名を連ねている。井ヶ田先生も、もちろん名前を公表されている。

IV 私がなぜ「井ヶ田先生を偲ぶ」追悼文にかくも詳しく京都憲法会議の発足時の状況を述べたかという、現在、9条改悪に執念を燃やす安倍首相は、自民党総裁選で三選を果たした後、秋の臨時国会での「憲法改悪案」の国会提出に奔走している。改憲の動きが急を告げている。われわれ憲法改悪阻止の立場に立つ者は、安倍内閣による憲法改悪の暴走を絶対に阻止しなければならない。その際、京都憲法会議発足時の「改憲阻止勢力」の結集と運動が今、最高の指針と教訓を与えると考えられている。

以上、憲法改悪の政治情勢が緊迫しているなか、井ヶ田良治先生の憲法改悪阻止の遺志を継ぐべく、一文を草した次第である。先生、どうか安らかにお眠り下さい。



憲法記念 秋のつどい 2018

防災と憲法 ～住民のいのちと暮らし、仕事を守る 11月24日（土）18：30～

国民が望んでいる政策課題は、社会保障制度、景気の回復など暮らしに関わることで、改憲が優先課題ではないことははっきりしています。

そこでこの秋のつどいでは、住民の暮らしに密接に関連する課題の1つで、自民党の改憲4項目の1つである緊急事態条項にもかかわる、災害と憲法について考えてみることにしました。安倍9条改憲についてもとりあげます。ぜひご参加ください。

★講演「都市と川のトータルデザイン

ー安全・安心の街づくりを考える

中川 学 さん（国土問題研究会 副理事長）

★特別報告「安倍9条改憲問題の現状と今後の動き」

奥野 恒久 さん（龍谷大学政策学部教授）

◎会場：ハートピア京都 大会議室（地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車）

◎共催：京都憲法会議、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会

◎問合せ：京都第一法律事務所内 075-211-4411（憲法会議担当）

2018年憲法記念秋のつどい

防災と憲法

住民のいのちと暮らし、仕事を守る

参加費 500円

2018年11月24日 18:30～20:30

会場：ハートピア京都 大会議室
市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口
〒605-0822 京都府京都市中京区

共催：京都憲法会議、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会
協賛：京都第一法律事務所内（075-211-4411）（代表中川学）

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com
 FAX: 075-255-2507（京都憲法会議担当宛と明記）

